

予算委員会 平成十五年三月十四日【参議院】

○政府特別補佐人(秋山收君) 結論を先に申し上げますと、憲法九条の解釈から出てくる問題でございます。

それで、集団的自衛権等は、従来から、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を自国が直接攻撃されないにもかかわらず実力をもって阻止する権利というふうに解してきております。

憲法九条は、その文言を見ていただきますとお分かりになりますとおり、戦争、武力の行使を放棄し、戦力を保持せず、交戦権も認めないという旨を規定しております。

ただ、このような規定の下におきましても、自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を取ることまで禁止しているとは解されないと。しかしながら、それは無制限に許されるわけではなく、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処して国と国民を守るためのやむを得ない措置として初めて認められるものでありまして、そのような措置はこれを排除するために必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると考えております。

武力攻撃事態への対処に関する特別委員会 平成十五年六月二日【参議院】

○政府参考人(岩崎礼憲君) お答えいたします。
「委員長退席、理事阿部正俊君着席」
憲法第九条は、第一項におきまして、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」と規定しております。さらに、同条第二項は、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と規定しております。解釈論といたしましてはここから出発するしかないわけでございます。この文理だけから見ますと、一見いたしますと、我が国による実力の行使は一切禁止されているようにも見えるわけでございます。

しかしながら、憲法前文で確認しております日本国民の平和的生存権や、憲法十三条が生命、自由、幸福追求に対する国民の権利を国政上尊重すべきこととしていた趣旨を踏まえて考えますと、憲法九条は、外国からの武力攻撃によって国民の生命や身体が危険にさらされるような場合には、これを排除するために必要最小限度の範囲で実力を行使することまでは禁止していないというふうに解されるところであります。

すなわち、先ほど述べました憲法九条の文言にもかかわらず自衛権の発動として我が国が武力を行使することができる、認められるのは、当該武力の行使が、外国の武力攻撃によって国民の生命や身体あるいは権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処して国と国民を守るためにやむを得ない措置であるからだとこのように考えられるわけでありまして。

ところで、お尋ねの集団的自衛権は、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されないにもかかわらず実力をもって阻止する権利というふうに解されております。

このように、集団的自衛権は、我が国に対する急迫不正の侵害に対処する、直接対処するものではございませんで、他国に加えられた武力攻撃を武力で阻止することを内容とするものでありますので、先ほど述べましたような個別的自衛権の場合と異なりまして、憲法九条の下での行使が許容されるという根拠を見いだすことができないというふうに考えられるところでございます。

イラク人道復興支援並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会 平成十五年六月二十七日

○秋山政府特別補佐人 憲法上、我が国が集団的自衛権を行使できないと考えております理由でございますが、憲法九条一項、これは、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」それから第二項で、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と規定しております。

政府は、従来から、このような文言を持つ規定のもとにおいても、外国の武力攻撃によって国民の生命、権利が根底から覆されるというような急迫不正の事態に対処しまして、国と国民を守るための、やむを得ない、必要最小限度の範囲で実力を行使することまでは禁止されていないと解しております。

ところで、集団的自衛権と申しますのは、先ほど申しましたとおりでございますが、我が国に対する急迫不正の侵害に対処するものではございませんで、他国に加えられた武力攻撃を武力で阻止するということを内容とするものであります。我が国が主権国家である以上、国際法上このような権利を持つては当然であると考えておりますけれども、先ほど述べたような個別的自衛権の場合と異なりまして、憲法九条のそのような文言のもとでは、この行使が容認される、許容されるということにその根拠を見出すことはできないのではないかと考えてきています次第でございます。

○角田政府委員 お答えいたします。

国際法上、国家はいわゆる集団的自衛権というものを保持しているわけでありまして、

集団的自衛権につきましてはいろいろの定義がございまして、政府は従来次のように解しております。自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されないにかかわらず

す實力をもって阻止することが正当化されるという地位であるというふうに考えております。この意味の集団的自衛権をわが国が国際法上持っていることは、主権国家である以上当然であると言わなければならぬと思っております。しかしながら、政府は従来から同時に一貫して、わが国は国際法上の集団的自衛権は有しているとしても、国境の防衛としてこれを行使用することは憲法の容認する自衛の措置の限界を越えるものであるという立場をとっているわけでございます。その点はいまの御質問にお答えするわけでありまして、次のような考え方に基づくものであります。

すなわち、憲法は第五条におきまして、同条に「いかなる戦争を放棄し、いかなる戦力の保持を禁止しているものであります。前文におきまして、「全世界の国民が、一若干省略しますが、一平和のうち生存する権利を有する」ということを確認し、また第十三条におきましては「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、」国政の上で、最大の尊重を必要とする」ということを定めております。そのことから明らかなように、わが国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはどうい解されぬと思いたす。しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が右に言う自衛のための措置を無制限に認めているとは――無制限といふのは多少言い過ぎだと思いますが、右に言う自衛のための措置について制約がないとは解されぬのであります。それはあくまで外国の武力攻撃によつて国民の生命なり自由なり幸福追求の権利が覆されるといふ急迫不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであると考えられます。

○角田(調)政府委員 先ほど外務大臣からお話がありましたけれども、国際法上国家は個別的自衛権及び集団的自衛権の両方を持っているわけでありまして、これは本来は国家の固有の権利として当然認められているところであります。しかし、わが国の場合はそのうち憲法によつて集団的自衛権が禁止されている、ごういふように従来から解

釈されているわけでございます。ここで集団的自衛権といふのは、自分の国が直接攻撃されていなくてもかかわらず、自分の国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を自分の国に対する攻撃と同じように實力をもって阻止することが正当化される、そういうものであるというふうに解されております。わが憲法は自国の安全を維持し、その存立を全うするために必要な措置をとることとはもとより認めていると解されますけれども、それはあくまで外国の武力攻撃によつてわが国民の生命なり自由なり、あるいは幸福追求の権利が覆される、そういう急迫不正の事態に対処して国民の権利を守るためにやむを得ない措置として初めて容認される、ごういふ考え方をとっているわけでありまして、そこで、ごういふ事態を排除するためにとられるべき必要最小限度の範囲にわが国の自衛権の行使はとどまるべきである、したがって、他国に追加された武力攻撃を阻止することをその内容とする集団的自衛権の行使は憲法上許されぬ、ごういふ理由になをわけでありまして、

○政府委員(角田調次郎) ただいま御指摘のとおり、政府は従来から一貫して集団的自衛権の行使は憲法上許されぬというふうにお答えをしてきているわけでございます。また、その理由についてもたびたびお答えをいたしておりますが、次のような理由によるものでございます。

すなわち、憲法第九条の解釈として、憲法第九条は自国の平和と安全とを維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じていないというふうに解されるわけでございます。したがって、それは無制限に許されるわけではなくて、あくまで外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根柢から覆されるというふうな急迫不正の事態に対処して、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて認められるものであつて、また、その措置はこのような事態を排除するためにとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものと考えられるのであります。

したがって、他国に追加された武力攻撃を實力をもって阻止することを内容とする集団的自衛権の行使は憲法上許されぬというものでありまして、その憲法上の根拠条文をいたしましては、憲法第九条であるということにならうと思つております。

○政府委員(角田調次郎) ただいま御指摘のとおり、政府は従来から一貫して集団的自衛権の行使は憲法上許されぬというふうにお答えをしてきているわけでございます。

また、その理由についてもたびたびお答えをいたしておりますが、次のような理由によるものでございます。

すなわち、憲法第九条の解釈として、憲法第九条は自国の平和と安全とを維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じていないというふうに解されるわけでございます。したがって、それは無制限に許されるわけではなくて、あくまで外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根柢から覆されるというふうな急迫不正の事態に対処して、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて認められるものであつて、また、その措置はこのような事態を排除するためにとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものと考えられるのであります。

したがって、他国に追加された武力攻撃を實力をもって阻止することを内容とする集団的自衛権の行使は憲法上許されぬというものでありまして、その憲法上の根拠条文をいたしましては、憲法第九条であるということにならうと思つております。

○政府委員(味村治君) たいだいま御指摘のよう
に、政府は従来から一貫いたしまして集団的自衛
権の行使は憲法上許されないとしようふうにお答
えいたしております。その理由につきましてはた
びお答えをいたしておりますが、申し上げま
す次のような理由によるものでございます。

すなわち、憲法第九条の解釈をいたしまして、憲
法第九条はわが国の平和と安全を維持しその存立
を全うするために必要な自衛の措置をとることは
禁止してないというふうに解されるわけではござ
います。それは無制限に許されるわけではござ

いません。あくまで外国の武力攻撃によって国
民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆
されるというような急迫不正の事態に對処して、
国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措
置として初めて認められるものでございまして、
またそのような措置は、このような事態を排除す
るためにとられるべき必要最小限度の範囲にとど
まるべきものと考えられるのであります。

したがって、他国に加えられた武力攻
撃を實力をもって阻止すると、これが集団的自衛
権の内容でございしますが、そういった集団的自衛
権の行使は憲法上許されないと、このように解して
いるわけではございます。

○政府委員(若手答弁が重複しますので便宜
省略をさせていただきます)に、おわかりにくい
ところがあつて大変恐縮でございましたが、もう
一遍それでは先ほど申し上げた点を重複はいたし
ますが申し述べますと、我々は憲法第九条の解釈と
しましては、九条というものは、自国の平和と安
全を維持してその存立を全うするために必要な
自衛の措置をとることを禁じてないというふう
に解しておるわけではございますが、それは無制限
に許されるわけではなくて、あくまで、外国の武
力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の
権利が根底から覆されるというような急迫不正の
事態に對処して、国民のこれらの権利を守るため
のやむを得ない措置として初めて認められるとい
うふうに考えているわけではございまして、そして
この措置は、このような事態を排除するためにと
られるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきで
ある、そういう筋道を申し述べたわけではございま
す。したがって、その論理的な帰結をいたしまし
て、他国に加えられた武力攻撃を實力をもって阻
止するということを内容とする集団的自衛権の行
使は、憲法上許されないと、このように従来から明
確に述べているわけではございます。

○政府委員(工藤敏夫君) 集団的自衛権と憲法と
の関係についてのお尋ねでございしますが、国際法
上、国家が集団的自衛権、この場合定義して申
上げられた方が適当かと思うんですが、自国と密接
な関係にある外国、そこに対する武力攻撃を、自
国が直接攻撃されていなくてもかかわらず、實力を
もつてそのような攻撃を阻止すると、こういうこ
とが正当化されるような地位、これをいけば集団
的自衛権と言っているかと思いますが、そういうも
のを有しているかどうか。我が国が国際法上の領
点から申し上げればそのような集団的自衛権を
持っていることは主権国家である以上当然であ
ると、これは従来から申し上げてきているところ
でございます。

ただ、従来からこれまであわせて申し上げてお
りますが、政府としては次のような理由から、従
来から一貫して我が国が集団的自衛権を行使する
ことは憲法上許されないと、このように立場に立っ
ております。その理由と申しますのは、憲法は、
自国の平和と安全を維持し、その存立を全うする
ために必要な自衛の措置をとること、これは禁
止してないというところでございしますが、それは
あくまでも外国の武力攻撃に對処して、国民の
生命、自由それから幸福追求の権利、このうちの
が根底から覆される、そういう急迫不正の事態
に對処してそういう権利を守るためのやむを得
ない措置として初めて許される、こういうことで
ございまして、その措置は当然いゆる自衛権発
動の三原則等々にも言われておりますように、こ
ういうやむを得ない措置というののもそういう事
態を排除するためにとられるべき必要最小限度の範
囲にとどまるべきである、かように考えている
わけではございます。

したがって、先ほどの定義に戻りますが、
他国に加えられた武力攻撃を阻止すること、これ
をその内容といたしまして集団的自衛権の行使、こ
れは憲法上許されないと、このように申し上げ
ているのが従来からの解釈でございます。

○政府特別補佐人(倉野修君) この集団的自衛権
でございますけれども、これもたびたび従来から
政府として答弁してございしますが、まず国際法
上、国家は集団的自衛権、すなわち自国と密接な
関係にある外国に對する武力攻撃を、自国が直接
攻撃されていなくてもかかわらず、實力をもって阻
止することが正当化されるという地位を有してい
るものとされており、我が国が国際法上この集団
的自衛権を有していることは主権国家である以上
当然である。

しかし、政府は次の理由により、従来から一貫
して我が国が集団的自衛権を行使することは憲法
上許されないと立場に立っております。すなわ
ち、憲法は自国の平和と安全を維持し、その存立
を全うするために必要な自衛の措置をとることを
禁じてないといふ解されるが、それはあくまで外国
の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追
求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事
態に對処し、国民のこれらの権利を守るためのや
むを得ない措置として初めて容認されるもので
あつて、その措置はこの事態を排除するためにと
られるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきもの
であり、したがって他国に加えられた武力攻撃を
阻止することをその内容とする集団的自衛権の行
使は憲法上許されないと、このように従来から明
確に述べているわけではございます。

したがって、先ほどの定義に戻りますが、
他国に加えられた武力攻撃を阻止すること、これ
をその内容といたしまして集団的自衛権の行使、こ
れは憲法上許されないと、このように申し上げ
ているのが従来からの解釈でございます。